

【松江市交通局バス乗降客カウントセンサー式賃貸借 仕様書】

《 目 次 》

1. 目的及び概要
2. 支払対象と方法
3. システム基本機能
4. ハードウェア要件
5. ソフトウェア要件
6. その他
7. 開発日程
8. 入札要件

1. 目的及び概要

1. 新システム導入の目的

(1) 導入の目的

新システムの導入においては、バス乗降者数をバス停毎、時間帯ごとで把握することにより、より正確な利用実態に則したダイヤの適正化を目的とする

2. 契約の概要

(1) 契約の概要

本業務は、新システムの導入及び利用に際して、システム構築費用及びシステム、ハードウェア等一式を「リース」として調達するもの。

(2) 契約期間

契約締結日の翌日からリース開始後5年間とする。なお、リース開始日については本局と受託者で別途協議を行うものとする。

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。翌年度以降の予算額が削減された場合には、本契約を解除できることとする。

2. 支払対象と方法

1. 支払対象

システム、ハードウェア等一式を借上げる費用とし、その費用には、システム構築費用及びシステムを適正に稼働させるに必要な経費（他の機器との連動経費）、システム設置経費、システム操作説明経費等を含むものとする。

2. 支払方法・時期

契約金額は、リースの利用開始後、毎月のサービス利用に応じて、円単位で支払う。

毎月支払う額は、契約金額を、リースが開始する月から契約期間終了月までの月数で除した額とする。なお、端数処理については、小数点以下第1位で切り捨て、差額は初回支払い月で調整する。

3. 契約途中で契約が終了した場合の支払方法

契約途中で契約が終了した場合、契約金額は、以下に従い、支払う。

(1) 本局の責により契約を終了する場合

①リース開始前の場合

契約によりシステムの導入のため開発・構築を行っている部分については、システム構築のための費用の履行済み割合を協議し、割合に応じた費用を本局が負担する。

②リース開始後の場合

契約が終了するまでのリース料は、本局が負担する。

(2) 受託者の責により契約を解除する場合

①リース開始前の場合

契約によりシステムの導入のため開発・構築を行っている部分については、開発・構築業務の進捗状況の如何を問わず、その費用を受託者が負担する。

②リース開始後の場合

契約解除時までのリース料は、本局が負担する。

3. システム基本機能

本システムは、バスの乗降客数をカウントし、下記の項目ごとに集計ができるものとし、各データは2次利用ができるようエクセルでの出力が可能とする。

【必要項目】

- ・ 運行系統別
- ・ バス停別
- ・ 時間帯別
- ・ 日別、曜日別

乗降客数のカウントについては、当局バスに設置しているカメラセンサ(BMS-500W 技研トラステム製)及び音声合成装置(FC-7000 レゾナント製)を連動させデータを取得すること。

また、システム使用の際、職員番号とパスワードの入力により特定の担当者のみ操作可能とし、担当者別に操作可能な機能、範囲を制限できること。その際、5名以上の利用者の設定が可能であること。さらに操作記録(ログ)を取得できる仕組みを持ち、過去の操作履歴を特定の担当者が確認できることとする。

4. ハードウェア要件

ハードウェアは下記の要件を満たしていることとする。

本業務を円滑に実施するために十分な仕様を提案し、導入すること。また、ハードウェアの機器等は、業務が滞りなく運用できるよう構成を提案することとし、データ処理用端末1台を確保し本局内に設置すること。

1. 端末・周辺機器等

以下の端末や周辺機器を整備すること。

(1) ハードウェアの採用基準

システムの安定的な稼動のため、実績がある安定性・信頼性に優れたハードウェアを採用すること。実績とは、類似の事業所で採用実績のあるハードウェアであること。

(2) ハードウェア(ノートパソコン)のスペック

①業務を円滑に行うことが可能であり、また、利用者数等に対しても最適なものであること。

- ②カラーディスプレイは、15インチ（解像度1024×768）以上であること。
- ③端末の内蔵HDは、データ保持が可能な容量（500GB以上）とし、別にバックアップ用外付けHD（500GB以上）を設けること。
- ④端末は、マウス用の他にUSB端子を一つ以上備えていること。

5. ソフトウェア要件

データ処理用システムのソフトウェアは下記の要件を満たしていること。

1. データベース

システムデータベースは汎用のデータベース上に構築され、他の市販表計算ソフトでの読み出しができること。

2. システムの拡張性

- (1) システムの構造が将来の業務追加や機能修正に柔軟に対応できること。
- (2) システムプログラムは一般ユーザーでもマスタデータの変更、追加、修正が行えるものであること。

3. その他

- (1) 乗降客数については、当局バスに設置しているカメラセンサ(BMS-500W 技研トラステム製)及び音声合成装置(FC-7000 レゾナント製)を連動させデータを取得すること。
- (2) OS、データベースソフト、Microsoft 製品、その他ソフトウェア製品については、適切なライセンス体系の商品が導入されること。

6. その他

1. 修理体制

- ②本局からの質問や修理作業の要望に迅速、的確に対応できる体制であること。
- ③ハードウェア、ソフトウェア及び、データに障害が発生した場合には、障害前の状態に速やかに回復できるバックアップシステムを有すること。

2. 個人情報等の保護

本業務の受託者は作業の過程で本局から提供した個人情報その他一切の情報について守秘義務を負う。また、松江市の定める「松江市個人情報保護条例」等を遵守し、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に留意し、万全を期すること。

3. 再委託

本業務を第三者に委託する場合には、事前に本局の承諾を得ること。また、本局が承諾した場合、委託を受けた第三者においても、個人情報等の保護の規定を遵守するものとする。

4. その他

契約期間満了時の機器等の返還にあたっては、受託者の責任・負担にて荷造り及び運送を行うものとする

7. 開発日程

1. 開発スケジュール

平成31年5月までに仮稼働、平成31年6月までに本番稼働することを前提にシステム構築を行うこと。また、そのために必要なテスト期間、操作研修の期間を十分に確保すること。

<案>

システム	開発	平成31年	3月着手
	仮稼働	平成31年	5月～
	検収	平成31年	5月末
	本番稼働	平成31年	6月～

8. 入札要件

入札金額は本リース契約に関する一式の費用の合計額を記載することとし、以下の2に記載するすべての項目の内容が含まれているものとする。

1. 契約方法

- ①所有権移転外ファイナンス・リースとする。
- ②履行期間（リース期間）を5年間とし、延長する場合は再契約とする。なお、再契約を行う場合の条件は、本事業の契約に準ずることとし、詳細については本局と受注者で協議を行うものとする

2. 初期費用

- ①ハードウェア費用
- ②ソフトウェア設計・開発費用（導入・教育等付帯費用含む）
- ③ソフトウェアライセンス費用
- ④その他当局カメラセンサ、音声合成装置との連動経費
- ⑤データセットアップ費用
- ⑥機器導入設置費用
- ⑦操作研修費用